

運動部活動に係わる活動方針

1. 運動部活動の意義と本方針策定の趣旨等

- 学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、我が国のスポーツ振興を大きく支えてきた。
- 体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- 将来においても、生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとし、各自のニーズに応じた運動・スポーツが行うことができるよう本方針を策定した。

2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

- 運動部顧問は、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地から、トレーニング効果を得るために休養を適切に取る必要があること。また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- 運動部顧問は、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

3. 適切な休養日の設定

- 学期中は、週あたり2日以上以上の休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- 1日の活動時間は、長くとも平日で2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 休養日及び活動時間の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期考査前の一定期間、学校全体の部活動について活動時間を短縮、あるいは休養日とし、考査中については休養日とすることを原則とする。また、週間・月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

4. コロナウイルス感染症予防対策

- 消毒液を設置し、生徒が手を触れる箇所や用具等の消毒を徹底する。
- 健康観察を徹底し、少しでも体調に不安のある生徒は部活動に参加させないことを徹底するとともに、体調に不安のある生徒が休みやすい雰囲気づくりに努める。
- 部活動開始前には、検温を実施した上で、体調を確認するとともに、手洗い・手指消毒等を徹底する。
- 屋内の活動時には常時換気を原則とし、常時換気が不可能な場合には、少なくとも30分に1回は換気を行うことを徹底する。
- 休憩時は、マスクを正しく着用し、水分補給等を行う際には会話を控えるよう徹底する。
- 部活動終了後は、部室や更衣室は密にならないよう、分散かつ短時間での利用とし、飲食等を行うことなく速やかに下校することを徹底する。